

令和 2 年 4 月 21 日

障害児通所支援事業所 管理者 各位

静岡市長 田 辺 信 宏
(保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課)

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の対応について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に細心の注意を払いながら、事業所運営のために御尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

さて、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、全都道府県に拡大して発せられました。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省等の通知において示されているところですが、「緊急事態宣言」の趣旨に鑑み、本市の障害児通所支援事業所の運営について、下記のとおりお示しします。

つきましては、従業員や保護者の皆様に周知のうえ、御対応方よろしくお願いいたします。

記

1 感染防止のための臨時対応期間

令和 2 年 4 月 22 日（水）から 5 月 10 日（日）まで

※ 状況により、期間の延長をお願いする場合があります。その際は改めて通知します。

2 障害児通所支援事業所の対応について

(1) 保護者が家庭にいる場合

感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えるようお願いし、事業所内における障害児通所支援の提供を縮小して実施するようお願いします。

(2) 保護者が家庭にいない場合

医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な家庭の児童については、事業所内における障害児通所支援を行うようお願いします。

なお、支援の提供にあたっては、手洗いの励行、手指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策をとるようお願いします。

3 在宅支援について

- (1) 通所利用を自粛する児童については、可能な限り、在宅支援の実施をお願いします。
- (2) 令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」に記載のとおり、感染予防のために自宅にいる児童に対し、事業所が自宅への訪問、**電話その他の方法**で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと**市が認める場合**には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。

● 留意事項

- ① 「**市が認める場合**」については、事前に個別のケースについて市へ打診することなく、趣旨に沿った運用をしていただき、今後の実地指導等において、必要に応じて、在宅支援の内容を支援記録等により事後的に確認することとします。
- ② 「**電話その他の方法**」については、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを使う場合、児童や保護者の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言等を行うことが困難です。このため、訪問や電話、またはその他の音声通話にてコミュニケーションをとってください。
- ③ 一方で、例えば、日中の間、児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合や聴覚障害がある場合等、やむを得ない事情がある場合にはメール等による支援も報酬の対象として認めます。
- ④ なお、同じ内容のメール等を一斉送信するだけで、個別対応を行っていない場合は、報酬の対象として認めません。
- ⑤ 在宅支援にあたっては、通常のサービス利用と同じように利用者負担が発生することを保護者へ事前に説明し、同意を得た上で実施してください。
保護者が在宅支援を望まない場合は、サービス提供とはみなされません。ただし、通常の欠席扱いとなりますので、欠席時対応加算の算定対象となります。

4 事業所で感染者が出た場合や、地域で感染が著しく拡大した場合について

児童や従業員が罹患した場合や、地域で感染が著しく拡大している場合で、規模を縮小して支援を実施することも困難な場合は、感染拡大防止の観点から、臨時休業等の検討をお願いします。この場合においても、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童の支援については、十分な御配慮のうえ、対応いただきますようお願いします。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係
電 話：054-221-1098 F A X：054-221-1108